

令和2年度邑智郡エリア総合観光ガイドブック作製業務
および観光資源の映像資料収集業務委託に係る企画提案説明書

令和2年10月9日

江の川流域・三瓶山エリア広域観光連携推進協議会

1. 目的

江の川流域・三瓶山エリア広域観光連携推進協議会（以下、「協議会」という）では、邑智郡エリアの広域的な観光推進について取り組みを行っており、主要な観光地のほか、食、自然、温泉等の観光資源となりうる様々な素材を総合的に紹介する観光ガイドブックを製作することによって、邑智郡エリアへの来訪意欲の促進、来訪時の着地型観光への誘導を図ることを目的とする。また、ガイドブック作製に伴う観光資源の写真、動画等の映像資料の収集を行うことで、次年度以降の誘客促進を図ることを目的とする。

2. 委託業務の内容

(1) 業務名	令和2年度邑智郡エリア総合観光ガイドブック作製業務および観光資源の映像資料収集業務
(2) 委託期間	契約締結日（令和2年11月中旬頃予定）から令和3年3月12日まで
(3) 業務内容	邑智郡エリアの総合観光ガイドブックの印刷用データ作製 邑智郡エリアの総合観光ガイドブックの印刷製本 観光素材の映像資料の撮影業務 ※詳細は別紙業務委託仕様書のとおり。
(4) 予算上限額	3,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）もしくは単独の法人であること。
- (2) 単独での法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。コンソーシアムの構成員での参加は、構成員のうち1以上は県内法人であること。
- (3) コンソーシアムの構成員もしくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
 - (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (ウ) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと
 - (エ) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - (オ) 主たる事業所の所在地の都道府県における最近1事業年度の県税の滞納がないこと。
 - (カ) 複数のコンソーシアム構成員になつての参加、又はコンソーシアム構成員と単独法人としての重複参加ではないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法

(平成14年法律第154号)の規定による再生手続き開始の申し立てまたは、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に企画提案参加表明書を徴取して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対して企画提案書の提出を要請し、企画提案書に基づく審査会を実施する。

(1) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず質疑票(様式1)にて令和2年10月15日(木)17時までには持参またはFAXにより提出すること。
(2) 質疑の回答方法	・ 質疑票に記載された連絡担当者に対してメールにより送信するので、必ずメールアドレスを記載すること。 ・ メールアドレスのご記載および各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。
(3) 質疑の回答予定日	令和2年10月19日(月)
(4) 参加表明書の提出	企画提案に参加する者は、参加表明書(様式2)、提案者の概要書(様式3)に必要書類を添え、令和2年10月21日(水)17時までには持参または郵送により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時~17時まで(土・日・祝日は除く)とし、郵送の場合は郵便書留に限る。
(5) 参加資格通知予定日	令和2年10月23日(金)
(6) 企画提案書提出期限	令和2年11月13日(金)12時
(7) 審査予定日	令和2年11月中旬を予定(書面審査)
(8) 委託予定事業者の決定	令和2年11月中旬
○提出先及び問い合わせ先 江の川流域・三瓶山エリア広域観光連携推進協議会(美郷町産業振興課内)担当:三宅、山根、漆谷 〒699-4692 島根県邑智郡美郷町粕淵168 TEL:0855-75-1214 FAX:0855-75-1218	

5. 企画提案書の作成、提出方法

(1) 作成方法	・ 企画提案書(様式4)により作成すること。 ・ 用紙の大きさ、添付書類等は、企画提案書(様式4)の注意事項に従うこと。
(2) 提出方法	・ 計8部提出すること。 ・ 持参または郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は9時から17時まで(土・日・祝日は除く。11月13日(金)は9時から12時まで)とし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
(3) 企画提案等に係る留意事項	・ 参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効になることがあるので留意すること。 ① 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。 ② 本企画提案説明書に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。

	<p>③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。</p> <p>④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。</p> <p>⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案に係る経費として、1 提案あたり 5,000 円(消費税等含む)を支給する。但し、受託者及び資格審査により参加資格のない者に対しては支給しない。企画提案に係る経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。 ・ 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。 ・ 採用した提案は、協議会により内容の一部を変更することがある。 ・ 本説明書に基づき提出された書類は、結果公表後速やかに当該企画提案者に返却する。
--	---

6. 審査方法

(1) 審査方法	<p>審査会において、次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の受託者として選定する。</p> <p>ただし、審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。</p>
(2) 審査基準及び配点	<p>①コンセプト (30 点)</p> <p>ターゲットへ向けて伝えたいものが明確になっており、邑智郡への来訪の動機づけとなるような作りになっているか。</p> <p>②デザイン (30 点)</p> <p>表紙は目を引き付けるようなインパクトがあり、かつ、邑智郡の魅力が表現されているか。</p> <p>また、その他のページについてもレイアウト等読者の目を引く工夫がなされているか。</p> <p>③取材体制 (20 点)</p> <p>取材に要する日数や人数(人員)等は、提案内容に沿った誌面を構成するにあたり十分なものになっているか。</p> <p>④記事内容 (20 点)</p> <p>既存の情報の羅列に終始せず、独自の取材や視点により邑智郡の魅力を掘り下げ、その魅力が十分伝わるよう工夫されているか。</p> <p>また、過去の作製物からも、提案内容通りのガイドブックの作製が期待できるか。</p>
(3) 応募者への採否通知	<p>令和 2 年 11 月中旬に、提案者全員に文書で通知する。</p>

7. 契約内容等

(1) 委託期間	契約締結日（令和2年11月中旬頃予定）～令和3年3月12日
(2) 契約方法	委託予定事業者と委託内容、委託料について協議のうえ、委託契約を締結する。契約締結にあたっては契約書を作成するものとする。
(3) 委託料の支払	原則として精算払とするが、契約に基づき、前金払等を行うことができる。
(4) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。 ただし、あらかじめ協議会の承諾を得た場合はこの限りではない。
(5) 契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を準用する。
(6) 著作権等	本業務により生じた著作権その他の権利は、協議会及び受託者双方に帰属するものとする。
(7) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）を遵守すること。
(8) 契約書及び業務仕様書	別途作成・提示する。